

リスト規制改正（2009.10.1 施行）に関する意見提出結果

2009年5月27日に公示された改正案につき、分析機器工業会を通して提出した※意見2本の結果を記します。（※ 当時米満は、同工業会輸出管理小委員会主査でした）

なお、8年も昔の話を蒸し返したのは、今月前半に Bluetooth 内蔵家電の判定方法について本サイトに見解を載せた後で、下記【意見1】を思い出したからであります。

1. 要約

意見要旨	結果
<p><a href="#">【意見1】</a> 輸出令別表第1の9項解釈 暗号装置の解釈案（暗号機能を有する電子部品を組み込んだ装置を含む）が、過大な判定作業負担につながるとの理由で修正を要望。</p>	<p><a href="#">採用</a> ※2017年5月現在の実際の運用は、暗号部品を内蔵しそれによって装置として暗号機能を持っている貨物を、暗号装置としての判定必須としています。この運用は一見左記修正要望と矛盾するようには見えますが、実はそうでもないと思っています。それはなぜ？ 整合性はどうか？興味を持たれる読者は、<a href="#">附録1</a>を参照下さい。 ※このときの提出意見採用により修正された「解釈」は、その後WA規定の変更に伴い2015年10月施行改正で削除され現在の法令集には残っていません。但し、実際の運用が変わったわけではない、という話は<a href="#">附録2</a>を参照下さい。</p>
<p><a href="#">【意見2】</a> 輸出令別表第1の10項解釈 光検出器における電荷増幅の解釈案が、「イメージ増強管・固体検出器・フォーカルプレーンアレーであれば必ず電荷増幅機能あり」の誤解を招くことから修正を要請</p>	<p><a href="#">採用</a></p>

2. 【意見1】輸出令別表第1の9項解釈について [Topへ](#)

◆改正案

暗号装置；暗号機能を有する電子部品を組み込んだ装置を含む。

(現行の「集積回路又は組立品を含む」を上記に改める)

◆意見内容 (次の表現に変更する)

暗号装置；他の装置に用いるために設計した暗号機能電子部品を含む。

◆理由

①改正案の趣旨は、WA/Cat.5-2のNote1に基づき下記を明確化することと思います。

a)部品といえども規制機能あれば装置と同様に規制する

b)他の装置(暗号機能が主体とはなっていないがこれを有する装置)の部品も暗号機能あれば規制範囲に含める

その意味では、上記変更案の記述がよりNote1に忠実かつ自然であろうと思います。

Note1 The status of "information security" equipment, "software", systems, application specific "electronic assemblies", modules, integrated circuits, components or functions is determined in Category 5, Part 2 even if they are components or "electronic assemblies" of other equipment.

(仮訳：情報セキュリティの装置、ソフト、システム、アプリケーション、specificな電子組立品、モジュール、IC、部分品、機能については、たとえそれらが他の装置の部分品や電子組立品であっても本項で判定する。)

②改正案では、いかなる装置であっても、内蔵部品に規制暗号機能を有するものが1つでもあればただちに該当としています。このため装置を非該当と結論するためには、内蔵部品に規制暗号機能を有するものが1つもないことを確認しなければならず、該非判定作業の負担が大きくなります。特に輸入品の場合、判定作業は困難を極めます。

③内蔵部品の判定作業簡略化については運用通達 1-1(7)(イ)に「主要な要素でない／分離しがたい」ものを規制除外とする規定がありますが、改正案の規制方式ではこれが一切適用できません。

④なお装置自体として暗号機能を有する貨物は、暗号機能が装置の主体をなしていないもの(たとえば家電品)であっても暗号装置とする見方は、既に広く定着していますので、内蔵部品についての「主要な要素でない／分離しがたい」の除外規定適用によって規制の抜け穴が生ずることはないと考えます。

【意見1】

◆意見募集結果（2009.7.10 付けで公表） [Topへ](#)

#33 運用通達9の項中、“暗号装置”の解釈の改正案については、合意文書の趣旨を正確に反映させたものではなく、産業界において拡大解釈され不必要な負担をもたらすおそれがあるため、改正自体を行わないか、あるいは規定ぶりを修正する必要があるのではないか。

御指摘を踏まえ規定ぶりを修正いたします。

これだけでは具体的内容が読み取りにくいかもしれませんが、「修正後の規定ぶり」は下記の緑で網掛けした表の通りです。

◆最終的内容

タイトル（用語の名称）・解釈内容ともに変わった。

改正前	
暗号装置	集積回路又は組立品を含む
↓	
改正案（意見募集時）	
暗号装置	暗号機能を有する電子部品を組み込んだ装置を含む。
↓	
公布された最終形	
電子組立品、モジュール若しくは集積回路	他の貨物の部分品 <sup>※</sup> 又は電子組立品である場合においても、貨物等省令第8条第九号に基づいて判定するものとする。

※ 「他の貨物の部分品」とは、「他の貨物用の部分品として設計された」ということで、それは必ずしも「他の貨物に内蔵された状態で輸出される」ことを意味していないことに注意。思うに意見募集時の改正案では、その点に誤解があったのでしょうか。

3. 【意見2】輸出令別表第1の10項解釈について [Topへ](#)

◆改正案

電荷増幅；電子的に映像を増幅するために、衝突電離による増倍過程を通じて電荷を発生させることをいう。電荷増幅による検出器の例としては、イメージ増強管 固体検出器及びフォーカルプレーンなどがある。

◆意見内容（次の表現に変更する）

電荷増幅；電子的に映像を増幅するために、衝突電離による増倍過程を通じて電荷を発生させることをいう。イメージ増強管、固体検出器及びフォーカルプレーン アレー などの中に電荷増幅による検出器の例がある。

◆理由

改正案では、イメージ増強管、固体検出器及びフォーカルプレーン アレーであれば、必ず電荷増幅による検出器であるかのような印象を読み手に与えてしまいます。

①しかし例えばフォーカルプレーンアレーの一種である CCD を見ると、「電荷増幅タイプ」はむしろ少数派（代表例は EMCCD と呼ばれるもの）であり、市販のビデオカメラに使われているものの大部分は「電荷増幅でないもの」です。

②もし改正案のままだと、市販のビデオカメラの9条八号イ・ロ(十)の判定においても使用 CCD の三号ニ・ホ該非を確認する際「電荷増幅タイプとして最大放射感度」を調査することが必須になり、民間にとっては大きな負担です。

③改正案は WA の 6.A.2.a.2.のテクニカルノート（下記）を反映させたものと思いますが、「例としては……がある」は“may take the form of”の正確な訳ではありません。

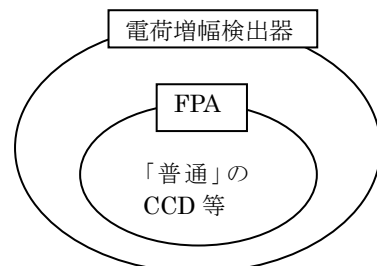
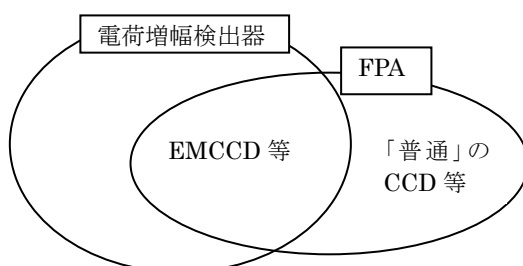
'Charge multiplication' is a form of electronic image amplification and is defined as the generation of charge carriers as a result of an impact ionization gain process. 'Charge multiplication' sensors may take the form of an image intensifier tube, solid state detector or "focal plane array".

（下線部の仮訳：電荷増幅タイプのセンサーは、イメージ増強管、固体検出器、あるいはフォーカルプレーンアレーの形態をとることがある）

すなわち電荷増幅タイプ検出器と、たとえばフォーカルプレーンアレー(FPA)との関係は下のA図のようになるわけで、上記変更案のような文言修正が必要と考える次第です。

A図（FPA の中に電荷増幅検出器の例あり）

B図（電荷増幅検出器の例として FPA あり）



【意見2】

◆意見募集結果（2009.7.10 付けで公表） [Topへ](#)

<p>#19 貨物等省令第9条第三号ロ及びハ、運用通達に係る規定ぶりは、WA 合意文書の規定ぶりと乖離したものとなっており対比が困難になっている。国際ハーモナイゼーションの観点から合意文書の構成と相違のない規定ぶりとすべきではないか。また、当該規定中、一部の用語についても解釈がわかりにくく、修正が必要ではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、合意文書とより形式的に整合の取れた規定ぶり、用語に修正いたします。</p>
<p>#20 貨物等省令第9条第三号ニ及びホ、運用通達に係る規定ぶりは、WA 合意文書の規定ぶりと乖離したものとなっており対比が困難になっている。国際ハーモナイゼーションの観点から合意文書の構成と相違のない規定ぶりとすべきではないか。また、当該規定中、一部の用語についても解釈がわかりにくく、修正が必要ではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、合意文書とより形式的に整合の取れた規定ぶり、用語に修正いたします。</p>

◆最終的内容

省令9条三号のロ・ハ・ニ・ホの改正案における「電荷増幅」が「電荷増倍」に変更されその解釈が下記の通り変わった。

改正案（意見募集時）	
電荷増幅	電子的に映像を増幅するために、衝突電離による増倍過程を通じて電荷を発生させることをいう。 <u>電荷増幅による検出器の例としては、イメージ増強管固体検出器及びフォーカルプレーンなどがある。</u>

↓

公布された最終形	
電荷増倍	電子イメージの増倍を行うことであって、衝突電離による増倍過程の結果として電荷キャリアを発生させることをいう。 <u>イメージ増強管、固体検出器又はフォーカルプレーンアレーには電荷増倍による検出器もある。</u>

## < 附録 1 > 似て非なる「暗号部品を内蔵」と「暗号機能を有する」

[Top へ](#)

### 1. 一見矛盾する2つの言説

[意見1](#)で私は「暗号装置；暗号機能を有する電子部品を組み込んだ装置を含む。」という解釈案について「内蔵部品に規制暗号機能を有するものが1つでもあればただちに該当」となるがゆえに不適切だと述べました。（ここでは「A説」と呼びます）

しかしながら実際の判定の場面では「暗号部品を内蔵する装置は、貨物全体としても暗号装置と扱う」ことが行われています。また私も2017年5月9日の論考で次のように述べました。（ここでは「B説」と呼びます）

暗号機能が内部にあれば装置全体として暗号装置の扱いになる。これは通信セキュリティの『ガイダンス』でも昔から解説している、いわば常識です。

<http://1st-xcont.com/BluetoothApplianceQA.pdf>

おい米満！ 言っていることが違うじゃないか！ おまえも偉い人をまねて、都合が悪くなると「新しい判断」をするのか？

そう感じられた方もいらっしゃるだろうと思いますので、補足説明致します。

### 2. 「A説」と「B説」の論理構成

A説の論旨は単純明快です。「暗号部品を内蔵、即暗号装置」ということですから。

一方、B説は「暗号部品内蔵」と「暗号装置と扱う」の間に、もう1コマ「暗号機能を利用している」が入ります。

どういうことかと申せば、暗号部品を使用している装置は、常識論として、その部品の暗号機能を利用しているものと言ってよいと思います。（高価な暗号部品を使う以上、それなりの狙いがある筈ですから）

したがって装置として暗号機能を利用しているからには、たとえそれがLED照明（たとえば <http://news.panasonic.com/jp/press/data/2017/01/jn170123-1/jn170123-1.html>）であっても暗号装置としての扱いが不可避だろうという論理展開になるわけです。

くどいのを承知で付け加えるなら、そのLED照明装置において暗号規制の判定が必要になるのは、暗号部品を内蔵しているからではなく、装置全体として暗号機能を有しているから、というわけです。

### 3. だったら何が違ってくるのか

もし暗号部品を内蔵し暗号機能を利用しているのなら、暗号装置としての判定方法は同じです。

違いは暗号部品を内蔵しておらず、したがって暗号機能を持たない装置の判定方法です。

もし「暗号装置とは暗号部品を内蔵している装置のこと」というA説の論理を用いるな

ら、規制対象外であることを主張するためには「暗号部品を含まない」ことを証明しなければなりません。でもどうやって？ あなたがその装置の部品構成を知り尽くしているなら話は別ですよ。そうでなければ、A説においては（たとえスマート家電でない、一番シンプルなLED照明でさえ）、装置を分解して確かめるしかないではありませんか？

これに対してB説においては「装置として暗号機能を持っていない」を理由に規制対象外を主張します。そのためにはカタログや取扱説明書で装置の機能を確認できればよいわけですから、判定者への負荷は格段に小さくなります。

それゆえA説とB説は、一見同じことを述べているようではありますが、実際の判定作業に大きな差が生ずるのです。

なお前記5月9日付論考でも述べたところですが、たとえ装置として暗号機能があっても、一般的家電であれば「副次的暗号装置」の規制除外規定（貨物等省令8条九号レ）が適用され、規制非該当となる可能性は高いと思います。

< 附録 2 > 2015 年改正での当該解釈削除について…[意見 1](#) の補足

[Top](#) >

1. 2015 年改正

下記は 2015 年 10 月 1 日施行の改正解釈通達です。

改正後			改正前		
(削る)	(削る)		電子組立品、 モジュール若 しくは集積回 路	他の貨物の部分品 又は電子組立品で ある場合において も、貨物等省令第 8 条第九号に基づ いて判定するもの とする。	

これを見て、2009 年の意見提出は何だったのか（もしや間違いだったからここで削除されたのか）と感じられた方がおられるかもしれないので補足説明したいと思います。

2. 背景は（例によって）WA 規定の変更

変更後（2014 年総会採択）	変更前（2013 年版）
<p><b>Part 2 - "INFORMATION SECURITY"</b></p> <p><b>Note 1</b> The status of "information security" <b>items</b> or functions is determined in Category 5, Part 2 even if they are components, "software" or functions of other systems or equipment.</p>	<p><b>Part 2 - "INFORMATION SECURITY"</b></p> <p><b>Note 1</b> The status of "information security" <b>equipment, "software", systems, application specific "electronic assemblies", modules, integrated circuits, components</b> or functions is determined in Category 5, Part 2 even if they are components or "electronic assemblies" of other equipment.</p>

御覧の通り「電子組立品、モジュール若しくは集積回路 etc.」を、変更後はただ一言「品目」と言い換えています。

表現が変わったとはいえ、意味するところは同じと言えます。すなわちそれが、「暗号装置」であれ「暗号電子組立品 etc.」であれ、**security item** すなわち「暗号機能の品目」であれば「こう扱いますよ」とおっしゃっているわけです。

では「どう扱う」というのか？ それらが「他の装置／システム用」だとしても「本体装置／システムの項番」で判定すれば一丁アガリではなく、「暗号規制の項番 (Cat.5 の Part2)」の判定も必要、ということです。

3. < 解釈 > の改正をどう見るか

では、この WA 規定変更を踏まえて、上記 1 の「電子組立品、モジュール若しくは集積回路」解釈の削除をどう見ればよいのでしょうか？

形式論で言うなら「WA の Note 1 から『電子組立品 etc.』に相当する語句…青文字部分…が消えたから用語解釈の必要がなくなった」というだけの話ですね。実際にはそれが消えた代わりに登場した **items** についても、「たとえそれが他の貨物用設計であっても省令第 8



条第九号に基づいて判定」すべきことはいうまでもありません。

おそらく我が国の改正後の解釈通達で **items** の規定が見当たらない（すなわち『電子組立品 etc.』の解釈が削除されただけで終わった）のは、「暗号品目なら省令8条九号判定は当たり前だろ」ということであろうと思います。従ってこの削除の結果は「実態としては何も変わっていない」というのが私の見立てであります。